

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部保育課 No.001

<p>処 分 名</p>	<p>保育の必要性による入所の決定（年度当初）</p>
<p>処 分 の 概 要</p>	<p>保護者の労働又は疾病その他の事由により、その小学校就学前子どもについて保育を必要とする場合、保護者に替って保育所等で保育を行います。</p>
<p>根拠条例等・条項</p>	<p>春日部市保育の必要性の認定に関する条例（平成 17 年条例第 91 号）第 2 条 春日部市保育の必要性の認定に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 25 号）第 15 条、第 16 条</p>
<p>審 査 基 準</p>	<p>保育所施設等の利用は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかの事由に該当することにより、当該小学校就学前子どもを保育の必要性が認められる場合に行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 1月において、64 時間以上労働することを常態とすること。 (2) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。 (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護し、又は看護していること。 (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。 (7) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。 (8) 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 7 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。 (9) 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。 (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（前号に該当する場合を除く。）。 (11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設（法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設をいう。）又は特定地域型保育事業（法第 43 条第 2 項に

	<p>規定する特定地域型保育事業をいう。)(以下この号において「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市が認める事由に該当すること</p> <p>また、上記内容を客観的に判断するために、「保育施設等利用調整基準」により世帯を指数化し、指数の高い世帯(保育の必要性が高い)から、保護者が希望する保育所の定員の空き状況により入所を決定する。</p>
<p>標準処理期間</p>	<p>受付終了日から約 70 日</p>
<p>設定年月日</p>	<p>平成 17 年 10 月 1 日 (最終改正：令和 4 年 4 月 1 日)</p>
<p>申請時期</p>	<p>毎年 11 月中・下旬に保育課が受付窓口を設置する期間</p>
<p>申請方法</p>	<p>保育課が受付するために設置する窓口へ提出</p>
<p>備考</p>	<p>「保育施設等の案内」(申込書)は、本庁舎 1 階保育課、庄和総合支所福祉・健康保険担当において、世帯の状況により必要な書類の案内と併せて配布しています。</p> <p>ホームページのリンク先</p> <p>https://www.city.kasukabe.lg.jp/material/files/group/5/R02hoiku001.pdf</p>
<p>根拠条例及び関係例規等の抜粋</p>	<p>■春日部市保育の必要性の認定に関する条例 (保育の必要性の認定基準)</p> <p>第2条 保育の必要性の認定は、小学校就学前子ども(法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の保護者のいずれかが次の各号のいずれかの事由に該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1) 1月において、64時間以上労働することを常態とすること。</p> <p>(2) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。</p> <p>(3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>(4) 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護し、又は看護していること。</p> <p>(5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</p> <p>(6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。</p> <p>(7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。</p>

(8) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

(9) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

(10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること(前号に該当する場合を除く。)

(11) 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。)又は特定地域型保育事業(法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。)(以下この号において「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市が認める事由に該当すること。

■春日部市保育の必要性の認定に関する条例施行規則

(入所の決定)

第15条 市長は、前条の申込みがあつたときは、審査のうえ、入所の諾否を決定し、入所を承諾した場合にあつては利用調整結果通知書(承諾)(様式第19号。次項において「入所承諾書」という。)により、入所を保留した場合にあつては利用調整結果通知書(保留)(様式第20号)により、教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により保育所の入所を承諾したときは、入所承諾書の写し又は入所承諾書の写しに掲げられている事項を記載した一覧表を保育所に送付するものとし、保育所入所申込書(台帳)を作成するものとする。

(入所の選考)

第16条 市長は、第14条の申込みに係る子どもの全てが保育所に入所する場合は、当該保育所での適切な保育の提供が困難になることその他やむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する子どもを選考することができる。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部保育課 No.002

処 分 名	保育の必要性による入所の決定（例月）
処 分 の 概 要	保護者の労働又は疾病その他の事由により、その小学校就学前子どもについて保育を必要とする場合、保護者に替って保育所等で保育を行います。
根拠条例等・条項	春日部市保育の必要性の認定に関する条例（平成 17 年条例第 91 号）第 2 条 春日部市保育の必要性の認定に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 25 号）第 15 条、第 16 条
審 査 基 準	<p>保育所施設等の利用は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかの事由に該当することにより、当該小学校就学前子どもを保育の必要性が認められる場合に行うものとする。</p> <p>(1) 1月において、64 時間以上労働することを常態とすること。</p> <p>(2) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。</p> <p>(3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>(4) 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護し、又は看護していること。</p> <p>(5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</p> <p>(6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。</p> <p>(7) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第1条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。</p> <p>(8) 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 15 条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成 23 年法律第 47 号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。</p> <p>(9) 児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。</p> <p>(10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること(前号に該当する場合を除く。)</p> <p>(11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ど</p>

	<p>も以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設(法第 27 条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。)又は特定地域型保育事業(法第 43 条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。)(以下この号において「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市が認める事由に該当すること</p> <p>また、上記内容を客観的に判断するために、「保育施設等利用調整基準」により世帯を指数化し、指数の高い世帯（保育の必要性が高い）から、保護者が希望する保育所の定員の空き状況により入所を決定する。</p>
標準処理期間	締切日から約 6 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 4 年 4 月 1 日）
申請時期	<p>随時：入所希望月の前月 10 日締切</p> <p>※なお、10 日が土日祝日になる場合は、後開庁日となります。</p>
申請方法	本庁舎 1 階保育課窓口へ提出
備考	<p>「保育施設等の案内」（申込書）は、本庁舎 1 階保育課、庄和総合支所福祉・健康保険担当において、世帯の状況により必要な書類の案内と併せて配布しています。</p> <p>ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/material/files/group/5/R02hoiku002.pdf</p>

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市保育の必要性の認定に関する条例

(保育の必要性の認定基準)

第2条 保育の必要性の認定は、小学校就学前子ども(法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の保護者のいずれかが次の各号のいずれかの事由に該当する場合に行うものとする。

- (1) 1月において、64時間以上労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護し、又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。
- (7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
- (8) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- (9) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
- (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること(前号に該当する場合を除く。)
- (11) 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。)又は特定地域型保育事業(法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。)(以下この号において「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市が認める事由に該当すること。

■春日部市保育の必要性の認定に関する条例施行規則

(入所の決定)

第15条 市長は、前条の申込みがあったときは、審査のうえ、入所の諾否を

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

決定し、入所を承諾した場合にあっては利用調整結果通知書(承諾)(様式第 12 号。次項において「入所承諾書」という。)により、入所を保留した場合にあっては利用調整結果通知書(保留)(様式第 13 号)により、支給認定保護者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により保育所の入所を承諾したときは、入所承諾書の写し又は入所承諾書の写しに掲げられている事項を記載した一覧表を保育所に送付するものとし、保育所入所申込書(台帳)を作成するものとする。

(入所の選考)

第 16 条 市長は、第 14 条の申込みに係る子どもの全てが保育所に入所する場合は、当該保育所での適切な保育の提供が困難になることその他やむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を選考することができる。

申請に対する処分の審査基準

担当部署:こども未来部保育課 No.003

<p>処 分 名</p>	<p>保育料の算定</p>
<p>処 分 の 概 要</p>	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用にあたり、保育給付認定保護者等の市町村民税所得割額に基づき、保育料を算定する。</p>
<p>根拠法令等・条項</p>	<p>春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則（平成17年規則第139号）第3条</p>
<p>審 査 基 準</p>	<p>保育料算定に係る基準</p> <p>規則において、保育料負担者は、教育・保育給付認定保護者若しくはその配偶者又は同一世帯の祖父母、同居人等のうちで、保育料を納付すべき者とする規定している。</p> <p>保育料は、保育料負担者及び当該保育料負担者と同一世帯の者の市町村民税所得割額の合算額を基に算定するものとする。ただし、保育料負担者と同一世帯の者が当該保育料負担者と生計を別にしており市長が認めるときは、その者の市町村民税所得割額は保育料の算定に含めないものとする規定している。</p> <p>このことから、保育料の算定は、以下の基準に基づき算定するものとする。</p> <p>(1) 教育・保育給付認定保護者（その配偶者を含む。）の市町村民税所得割額（以下「所得割額」という。）を基に算定する。なお、教育・保育給付認定保護者及びその配偶者が就労等の事由により支給認定子どもと住居又は生計を別にしていても、生計を維持し又は監護の関係があると認められるときは、それぞれの所得割額の合算額に基づき保育料を算定する。</p> <p>(2) (1)において、教育・保育給付認定保護者が非課税であった場合、教育・保育給付認定保護者と同一世帯の祖父母があった場合は、その者の所得割額に基づき保育料を算定する。</p> <p>(3) 教育・保育給付認定保護者と同一世帯の同居人等があった場合、生計を一にしており認められる場合は、それぞれの所得割額の合算額に基づき保育料を算定する。</p> <p>なお、上記(2)又は(3)の場合において、教育・保育給付認定保護者と生計を別にしておりとの申し出があったときは、教育・保育給付認定保護者と世帯を別にしておりことが分かる書類の提出を求めるほか、次</p>

	<p>の書類の提出を求めるとともに、その世帯の家計の状況を聞きとりするなどにより確認した上で保育料を算定する。</p> <p>(1) 住宅に係る賃貸借契約書</p> <p>(2) 電気、ガス、水道等の契約書</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)に類する書類（領収書等）</p> <p>(4) その他、生計を別に行っていることが客観的に確認できる書類</p>
標準処理期間	30日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：令和4年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁舎1階保育課窓口
備考	<p>ホームページのリンク先</p> <p>https://www.city.kasukabe.lg.jp/material/files/group/5/R02hoiku003.pdf</p>

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則

(定義)

第2条 この規則において「保育料負担者」とは、教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。）若しくはその配偶者又は同一世帯の父母、同居人等のうちで、保育料を納付すべき者をいう。

(保育料)

第3条 市長は、保育料を別表1又は別表2に基づき決定し、その旨を保育料納入通知書（決定・変更通知書）（様式第1号）により通知しなければならない。

2 保育料負担者は、保育料納入通知書（決定・変更通知書）により保育料を納入期限までに納入しなければならない。

3 保育料は、保育料負担者及び当該保育料負担者と同一世帯の者の市町村民税所得割額の合算額を基に算定するものとする。ただし、市長が保育料負担者と同一世帯の者が生計を別にしてしていると認めるときは、当該同一世帯の者の市町村民税所得割額は保育料の算定に含めないものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部保育課 No.004

処 分 名	保護者負担金（保育料）の減免の決定
処分の概要	保育所等に入所している子どもや保護者の家庭状況等が著しく変化した場合が該当します。
根拠条例等・条項	春日部市保育所条例(平成 17 年 10 月1日条例第 92 号)第 7 条の 3 春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額（保育料）等に関する規則（平成 17 年規則第 139 号）第 5 条第 1 項
審査基準	保護者負担金（保育料）の減免は、保育料減免基準表に基づき判断を行っています。 保護者の理由による場合 ①主算定者の疾病及び事故により退職し、年度末までに身体の回復が見込まれない ②火災・風水害等により、自宅に居住することが困難 児童の理由による場合 ③病気その他医師が休所することが適当と認めた場合 減免額 ①③1/2 の額に相当する金額 ②全額 減免額に 10 円未満の端数が生じた場合は切り上げ。
標準処理期間	7 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 4 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁舎 1 階保育課窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/material/files/group/5/R02hoiku004.pdf

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市保育所条例

(利用者負担額の減免)

第7条の3 市長は、必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

■春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額(保育料)等に関する規則

(保育料の減免)

第5条 市長は、児童福祉司、社会福祉主事、主任児童委員若しくは児童委員の意見を聴き、又は別表3に基づき、保育料負担者がその保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その保育料を減額し、又は免除するものとする。

2 前項の規定により保育料の減額又は免除を受けようとする者は、保育料減額・免除申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請があったときには、その可否を決定し、その旨を保育料減免・免除決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部保育課 No.005

<p>処 分 名</p>	<p>支給の認定等</p>
<p>処 分 の 概 要</p>	<p>子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分により市町村が支給認定を行うこととなっており、保護者からの支給認定申請に対して、教育・保育の認定を行います。</p>
<p>根拠条例等・条項</p>	<p>春日部市保育の必要性の認定に関する条例（平成17年条例第91号）第1条、第2条 春日部市保育の必要性の認定に関する条例施行規則（平成17年規則第25号）第5条、第6条</p>
<p>審 査 基 準</p>	<p>子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分により市町村が支給認定を行うこととなっており、その支給認定区分に応じて、施設型給付費・地域型保育給付費等を支給します。</p> <p>(1) 満三歳以上の小学校就学前子どもで教育を受ける者…1号認定 (2) 満三歳以上の小学校就学前子どもで保育を受ける者…2号認定 (3) 満三歳未満の小学校就学前子どもで保育を受ける者…3号認定</p> <p>保護者が保育の実施を希望し、保育施設等の利用をする場合は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次のいずれかの保育の必要性の事由に該当することが必要です。</p> <p>(1) 1月において、64時間以上労働することを常態とすること。 (2) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。 (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 (4) 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護し、又は看護していること。 (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 (6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。 (7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。 (8) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。 (9) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定す</p>

る児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
 (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること(前号に該当する場合を除く。)
 (11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設(法第 27 条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。)又は特定地域型保育事業(法第 43 条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。)(以下この号において「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
 (12) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市が認める事由に該当すること。

また、保育必要量の認定は、保育標準時間又は保育短時間に分けて行い、当該各号に定める時間により区分するものとします。

(1) 保育標準時間 1月当たり 212 時間を超えて 292 時間まで
 (就労理由の場合、就労時間及び通勤時間の合計が 1 月当たり 120 時間以上)

(2) 保育短時間 1月当たり 212 時間まで
 (就労理由の場合、就労時間及び通勤時間の合計が 1 月当たり 64 時間以上 120 時間未満)

保護者からの支給認定申請に対して、支給認定区分、保育の必要性の事由、保育の必要量を認定し、支給認定証交付通知書にて支給認定結果を保護者あてに通知、支給認定証を交付します。

《申請に必要なもの》

・教育・保育支給認定申請書

※幼稚園、認定こども園入園中もしくは入園予定の場合は、施設を通じての提出が可能

標準処理期間	30 日
設定年月日	平成 28 年 11 月 2 日 (最終改正：令和 4 年 4 月 1 日)
申請時期	随時
申請方法	本庁舎 1 階保育課窓口及び庄和総合支所福祉・健康保険担当窓口への提出 幼稚園、認定こども園入園中もしくは入園予定の場合は、施設を通じての提出が可能

<p style="text-align: center;">備 考</p>	<p>ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/material/files/group/5/R03hoiku005.pdf</p>
<p style="text-align: center;">根拠条例及び 関係例規等の抜粋</p>	<p>■春日部市保育の必要性の認定に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、保育の必要性の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(保育の必要性の認定基準)</p> <p>第2条 保育の必要性の認定は、小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の保護者のいずれもが次の各号のいずれかの事由に該当する場合に行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 1月において、64時間以上労働することを常態とすること。 (2) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。 (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護し、又は看護していること。 (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。 (7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。 (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。 (9) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。 (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（前号に該当する場合を除く。）。 (11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係

る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。）又は特定地域型保育事業（法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。）（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市が認める事由に該当すること。

■春日部市保育の必要性の認定に関する条例施行規則

（保育必要量の認定）

第5条 保育必要量の認定は、保育の利用について、保育標準時間又は保育短時間に分けて行うものとする。ただし、申請を行う子どもの保護者が条例第2条第2号、第5号、第9号又は第10号に掲げる事由に該当する場合にあっては、保育標準時間とする。

2 市長は、条例第2条第3号、第6号又は第11号に掲げる事由について、保育必要量の認定を前項本文に規定する区分に分けて行うことが適当でないと認める場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該区分に分けないで行うことができる。

（教育・保育給付の認定等）

第6条 市長は、第2条第1項の規定による申請について、法第20条第4項の規定により当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認める旨の通知をするときは、教育・保育給付認定通知書（様式第2号）により行うものとし、法第20条第4項に定める支給認定証の交付を希望する者については、支給認定証（様式第3号）を交付するものとする。

2 市長は、第2条第1項の規定による申請について、法第20条第5項の規定により当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められない旨の通知をするときは、教育・保育給付認定却下通知書（様式第4号）により行うものとする。

3 市長は、第2条第1項の規定による申請に対する処分について、法第20条第6項の規定により期間を要する旨の通知をするときは、教育・保育給付認定延期通知書（様式第5号）により行うものとする。